

和泊町国頭字規約

(目的)

第1条 この規約は、国頭字の振興発展と字行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事務所の設置)

第2条 字の行政事務を処理するため、事務所を国頭研修会館に置く。

(役員)

第3条 字に次の役員を置く。

- (1)区 長 1人
- (2)副 区 長 1人
- (3)書記会計 1人
- (4)運営委員 6人(各部団2人)
- (5)監 事 3人(各部団1人)

(役員の仕事)

第4条 区長は、字を代表し、字全般にわたる業務を総理する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは、その業務を代行する。

3 書記会計は、字の会計及び役員会並びに総会の書記に当たる。

4 運営委員は、字の業務及び行事のすべてに積極的に参加し、区長と協力して字の運営に当る。

5 監事は、字の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第5条 区長の任期は、2ヶ年とし、4月1日に始まり、翌々年の3月31日までとする。ただし、後任者が選出されるまでは在任する。やむを得ず、任期途中で辞職したときは、副区長が職務を受け継ぐこととし、その任期は、前任者の残任期間とする。

2 副区長、書記会計、運営委員、監事の任期は、区長と同じとする

3 字のすべての役員は、再任を妨げない。

(役員の選出)

第6条 区長の選任については、推薦及び選挙とする。

(1) 区長立候補者が2人以上出たときは、国頭字に居住する者で、1世帯1人(世帯主及びそれに準ずる者)を有権者とし、全世帯主の3分の1以上の投票がなければならない。

(2) 上位得票数が2人以上同数のときは、抽選でこれを決める。

(3) 区長の選挙は、改選期には1月末までに、字に選挙管理委員会を設置し執行する。委員の定数は3人とし、選挙の都度字役員において選任する。

(4) 区長に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた期日以内に、文書で選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 運営委員は、各部団(西部・中部・東部)で、推薦又は投票で決める。

3 副区長、書記会計、監事は、区長及び運営委員において選任し、総会で承認を受ける。
(組長及び任期)

第7条 字の各組に組長1人を置く。

2 組長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(組長の職務)

第8条 組長は、組を代表し、字の事業及び行事に積極的に参加するほか、区長会事項の伝達、並びに調査事項等を区長に提出する。

(会 議)

第9条 字の会議は、総会及び役員会並びに組長会とする。

2 総会は、年一回を原則とするが、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

総会及び臨時総会は、区長が招集する。議事は、出席者の過半数をもって成立する。

3 役員会及び組長会は、必要に応じて区長が召集する。

4 総会の議長は、出席者の互選によって決める。

(会 計)

第10条 字の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 字の予算は、字費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

3 予算及び決算は、総会において承認を受けなければならない。

4 字費は、等級決定時までには国頭字に在住する全世帯が、等級により負担する義務を負う。その等級は、役員及び組長と各組の代表者で構成する等級審査会で審査し決定する。ただし、次のような事故があったときは、情状酌量し等級を下げることができる。

(1) 家族の死亡(同一世帯とする)

(2) 火災(免除)

(顧 問)

第11条 字に顧問を置くことができる。顧問は、字の目的達成のために必要な学識経験のある者で、区長が役員の承認を得た者と前区長及び字出身の町議会議員とする。

(部 会)

第12条 字は、それぞれの事業に適切な改善と発達を図るために次の部会を置く。

- (1) 体育部
- (2) 芸能振興会
- (3) 育成会
- (4) 青年団
- (5) 壮年団
- (6) 長寿会
- (7) 婦人会
- (8) 消防団
- (9) 美化委員会

(規約の改廃)

第13条 字規約の改廃は、必要に応じて区長が提案し、役員会において審議して総会の承認を受けなければならない。

(附 則)

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

(附 則)

この規約の一部を改正する規約は、総会で承認された日の翌日から施行し、平成14年1月2月1日から適用する。

(附 則)

平成元年4月1日制定の規約は、廃止する。

(附 則)

この規約の一部を改正し、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この規約の一部を改正し、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)第10条第4項を改正

この規約の一部を改正し、平成27年5月9日から施行する。

(附 則)

この規約の一部を改正し、平成28年5月11日から施行する。

(附 則)

この規約の一部を改正し、平成30年5月9日から施行する。

※その他総会承認事項

令和3年度総会承認

- ・ 等級審査世帯の考え方について
原則電気、水道、ガス等が1系統の住家を1世帯とみなす。